

令和3年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和3年9月1日

番 号	請 願 第 2 7 号	受理年月日	令和3年6月23日
件 名	永田敦史議員ほか全議員に、安城市議会に提出する請願に関し、日本国憲法にて保障されている請願権のもと、請願に関する認識を改めることを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	議会運営委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>6月21日の総務企画常任委員会にて審議された請願「議員の市政功労者表彰の廃止を求める請願」について、白山議員には紹介議員になってもらいました。</p> <p>白山議員は、安城市議会会議規則第133条「委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる」を根拠にして、説明のために赴き、説明の責務を果たしました。義務は、ここで終わりのはずです。</p> <p>現時点では、最高裁の最終判決が二十年近く前に下されている「公文書である録音データ」を聞いて書いているわけではないため、この請願内容の不十分さは否定しないし、「正式な会議録」を元にしての記載でもないため、誤認識などがあれば迫って改めることにして論を進めます。</p> <p>白山議員は説明義務を果たしていましたが、しかし、そのあと、永田敦史委員は、請願説明の義務を果たした白山議員に対して、さまざまな質問を投げかけました。これに対して、白山議員は会議規則第133条において義務がない返答をしてしまいました。このような、規則の範疇以上の行為をさせたのは、委員会の委員であり、請願者としては正当な発言として認めることはできません。残念ながら、委員長ですら、さまざまな法令等を認識しているわけではなく、とっさの判断は出来なかったかもしれない。</p> <p>今回の特徴として際立っていたのは、住民が認識している内容の請願と議員の認識との間に齟齬が生まれたためか、永田議員の矛先は、白山議員に向けられ、その内容は請願とはほとんど無縁のものでした。そもそも、白山議員に回答義務はないし、回答すべきでもない。また、紹介議員とは、請願の全てについて詳細に回答できなければいけないのではない。残念ながら、これらの適正な認識を議員が持っているとは到底考えられない。そもそも、白山議員は単なる紹介議員です。請願者は、請願内容の全てを正しいかどうか確かめて作成している。劇場内での作り話ではない。</p> <p>全議員には、請願権をはじめとする請願における様々な認識を改めていただきたい。</p>		
	<p>請願事項</p> <p>永田敦史議員ほか全議員に、安城市議会に提出する請願に関し、日本国憲法にて保障されている請願権のもと、請願に関する認識を改めることを求めます。</p>		